公民館成人講座
初心者のための洋ランづくり

☎　富士南公民館　64-3632

洋ランづくりの基礎知識を学んで、きれいな花を咲かせてみませんか。

と　き　①４月15日～平成11年３月17日　水曜日　13:30～15:30　②４月13日～平成11年３月15日　月曜日　19:00～21:00　各計５回

ところ　富士南公民館

定　員　各60人（先着順）受講料　300円

申し込み　４月６日・７日の9:30～20:00に受講料を持参し、富士南公民館へ

「市民文芸」第34号を発刊

☎　文化振興課　内線　2722

「市民文芸」第34号を発刊しました。文化振興課及び市内の取扱書店で販売しています。

価　格　１冊　500円

取扱書店

●吉原地区　文華堂、学進堂、戸田書店、大渕書店

●富士地区　谷島屋（新富士店）、三浦書店、山本書店、若林書店、岳陽堂

●鷹岡地区　広文堂

平成10年度
野外活動リーダー養成講習会

☎　少年自然の家　35-1697

と　き　４月25日㈯～26日㈰１泊２日

ところ　少年自然の家

内　容　丸火の植物、オリエンテーリングなど

対　象　小中学校教諭、ジュニアリーダー、子ども会など青少年団体の指導者、高校生以上で興味のある人

定　員　50人　　参加費　2,000円

講　師　中山芳明さん（富士自然観察の会会長）ほか

申し込み　３月20日～４月15日に電話で少年自然の家へ（先着順）

シルバー人材センター
文化教養講座

☎　商工労政課　内線　2591

講座名	と　　き	受講料(月額)
書　道	第1～3金曜日　10:00～12:00	3,300円
硬筆習字	第1～3金曜日　14:00～15:30	3,300円
華　道	第1～3月曜日　12:00～16:00	3,300円
茶　道	第1～3火曜日　10:00～13:00	3,300円
着物着付け	第1～3火曜日　13:30～15:30	3,300円
日本舞踊	第1～3月曜日　10:00～15:00	2,200円
洋服リフォーム	第2・4水曜日　13:00～15:00	1,100円
吟　詠	第1～3木曜日　13:00～15:00	2,200円
和紙絵画	第1・4水曜日　10:00～15:00	2,200円
囲碁入門	毎週月曜日　13:00～15:00	2,200円

対　象　一般男女　　ところ　高齢者就業センター

申し込み・問い合わせ

直接または電話で富士市シルバー人材センターへ

☎53-1150　※いつでも受け付けています。

ダイヤル市政案内　☎52-1111

軽自動車・バイクなどの名義変更、廃車手続は３月末までに

☎　市民税課　内線　2355

軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に課税されます。バイクなどを他人に譲って名義変更をしなかったり、紛失や不用のバイクなどの廃車手続をしなかったりしておくと税金がかかります。手続は３月末までに済ませてください。

また、年の中途での軽自動車などの購入には課税されません。なお、廃車の場合も還付はありません。

★手続の場所

◎原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車は･･･市民税課第二係１番窓口

◎二輪の軽自動車（126cc～250cc）は･･･全国軽自動車協会連合会静岡県取扱事務所（長泉町）☎0559-88-4022

◎二輪の小型自動車（251cc以上）は･･･静岡陸運支局沼津検査登録事務所（沼津市）☎0559-66-1130

◎軽自動車（軽三輪・軽四輪）は･･･軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所（長泉町）☎0559-88-3847

★平成10年度軽自動車税の納期･･･５月15日～６月１日

★身体障害者や精神障害者の減免について

身体・精神障害者が所有（障害者などと生計をともにする人が所有する場合も含む）する軽自動車などで、要件を満たす場合は、１台に限り減免を受けることができます。減免申請は、納税通知書などを持参し、５月26日までに市民税課へ

御存じですか？ 国民健康保険 NO.9

退職者医療制度について

長い間会社や役所に勤め、退職して国民健康保険（国保）に加入した人は、70歳になって老人保健法の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」による医療を受けることができます。

「退職者医療制度」の資格のある人は、手続をすると、退職被保険者本人の場合、入院・通院ともに２割、扶養家族の場合には、入院２割、通院３割の自己負担で診療が受けられます。

「退職者医療制度」該当条件

「退職者医療制度」に該当するのは、

- **●老人保健法の適用を受けていない**
- **●厚生年金や各種共済組合の年金を受給している**
- **●厚生年金や各種共済組合の年金の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降の加入期間が10年以上ある**

これらのすべての条件を満たす人とその配偶者及び被扶養者です。

ただし、収入の多い人や、成人に達した子供などは、扶養の対象にはなりません。

手続方法

これらに該当する人は、市民課で国保に加入する手続をする際に、印鑑、健康保険脱退連絡票、国民健康保険証のほかに、厚生年金などの加入期間の確認できる年金証書をお持ちください。

また、国保加入後に年金の受給権を獲得した人は、年金証書を受け取った日から14日以内に、印鑑、国民健康保険証、年金証書を持参して、国民健康保険課で手続をしてください。

問い合わせ　国民健康保険課　内線　2340～2342